

指定都市の「平成31年度大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望(通称:青本)」について

1 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」とは

大都市の財政需要に対応した都市税源の強化を図るため、毎年、税財政制度の改正に関して、指定都市市長・議長の共同要望としてまとめているものです。主に年末の国予算の編成や税制改正に向けて審議等が本格化する10月から11月に要望行動を実施しています。

2 税財政に関する国の動向

28 ・ 29 年 度	28年6月2日	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 600兆円経済の実現と32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す ・ 地方交付税の算定にトップランナー方式を導入し、検証を実施 ・ 地方行財政の「見える化」を実現するため、27年度決算より住民一人当たりコストについて性別・目的別に網羅的な「見える化」を実施
	28年12月22日	<p>29年度政府予算案の公表 一般財源総額について28年度を上回る額を確保 (一般財源総額62.1兆円(対前年度+0.4兆円))</p>
29 年 度	29年6月9日	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太方針)閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的財政収支(PB)を32年度までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す ・ 地方公共団体の基金の増加の背景・要因の把握・分析や、地方単独事業の実態把握と「見える化」に早急に取り組む。あわせて、地方公共団体間の財政力格差の調整状況を踏まえつつ、地方税の偏在是正につながる方策を検討
	29年12月22日	<p>30年度政府予算案の公表 一般財源総額について29年度を上回る額を確保 (一般財源総額62.1兆円(対前年度+0.04兆円))</p>
30 年 度	30年6月15日	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針)閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指すと同時に、債務残高GDP比の安定的な引き下げを目指すことを堅持 ・ 2021年まで、地方の一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保 ・ 2019年10月から、幼児教育の無償化措置を実施 ・ 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る ・ 地方財政計画の一般行政経費(単独)と対応関係にある地方単独事業(ソフト)等について、実態を把握し見える化

3 平成31年度に向けた重点要望事項（案）

税制関係

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

- ・ 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とすること
- ・ 国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと
- ・ 地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

- ・ 大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

- ・ 道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること

財政関係

1 国庫補助負担金の改革

- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
- ・ 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応など、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること

2 国直轄事業負担金の廃止

- ・ 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること
- ・ 現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ・ 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでない
- ・ 地方交付税総額については、消費税率引上げに伴う社会保障の充実等も含めた財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、新たな地方負担を生じさせることなく、必要額を確保すること
- ・ 地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと
- ・ 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
- ・ 地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、予算編成に支障が生じないよう予見可能性の確保に努めること

4 平成 31 年度青本（平成 30 年度作成分）の進め方

今年度の青本のとりまとめ幹事市は、浜松市となります。

ア 青本の作成

時期	内容
8 月 1 日	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の提案事項(案)等について)
8 月 2 3 日	財政担当局長会議において原案確定
10 月上旬	大都市行財政制度特別委員会 (今年度の青本の提案事項(最終案)等について)
9 月末～10 月上旬	各市において市長、議長決裁

イ 税財政関係特別委員会 委員長会議

時期	内容
10 月中旬～下旬	党派別要望行動の協議、決定

ウ 要望行動

時期	要望先	要望者
10 月中旬～下旬	内閣府・総務省・財務省	幹事市の市長・議長
11 月上旬～下旬	衆議院・参議院総務委員会	幹事市の税財政関係特別委員長
11 月上旬～下旬	政党(党派別要望)	各市の税財政関係特別委員

(案)

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成31年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
・要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
＜税制関係＞	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	9
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	11
＜財政関係＞	
1 国庫補助負担金の改革	13
2 国直轄事業負担金の廃止	15
3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	17
・要望事項詳細説明	
＜税制関係＞	
1 消費・流通課税の充実	22
2 所得課税の充実（個人住民税）	23
3 所得課税の充実（法人住民税）	24
4 固定資産税の安定的確保	25
5 定額課税の見直し	27
6 税負担軽減措置等の整理合理化	28
＜財政関係＞	
1 国庫補助負担金の超過負担の解消	29
2 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施	30
・資料編	
調整中	
～指定都市の実態について～	

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源の確保は更に厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらには、熊本地震等大規模災害からの復旧・復興の取組のほか、防災・減災対策の一層の推進に多額の費用が見込まれるなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

指定都市は、このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そのため、真の分権型社会の実現に向け、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により税源配分の是正を行うなど、地方税財源を拡充強化する必要があります。また、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うためには、国の歳出削減を目的とした安易な地方交付税の削減等を行うことなく、必要な地方財源の総額を確保するとともに、都市税源の拡充強化を図ること等により、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要です。

つきましては、次のとおり税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 30 年 月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	郡和子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	林文子
相模原市	
新潟市	
静岡市	
浜松市	
名古屋市	
京都市	
大阪市	
堺市	
神戸市	
岡山市	
広島市	
北九州市長	北橋健治
福岡市長	高島宗一郎
熊本市長	大西一史

指定都市議長会

札幌市議会議長	山田一仁
仙台市議会議長	斎藤範夫
さいたま市議会議長	新藤信夫
千葉市議会議長	小松崎文嘉
川崎市議会議長	松原成文
横浜市議会議長	松本研
	倉孝太
	井武弘
	上恒彌
	美誠
	辺義郎
	田一博
	下昌彦
	里文盛
	川道夫
	武博
	田雅紀
	井上秀作
	川上晋平
	澤田昌作

調整中

重点要望事項（税制関係）

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の關係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、消費税率引上げ分を含めた財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、新たな地方負担を生じさせることなく、必要額を確保すること。なお、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は地方交付税の法定率を引き上げて対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとすること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

特に、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すべきであり、国の経済対策などの観点からの見直しは行わないこと。

なお、国の経済対策の一環として導入された償却資産に係る設備投資の特例措置については、今後、対象範囲の拡大や期限の延長、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

また、土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

2 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

さらに、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、恒久的な措置とすること。

[重点要望事項詳細説明]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入された地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

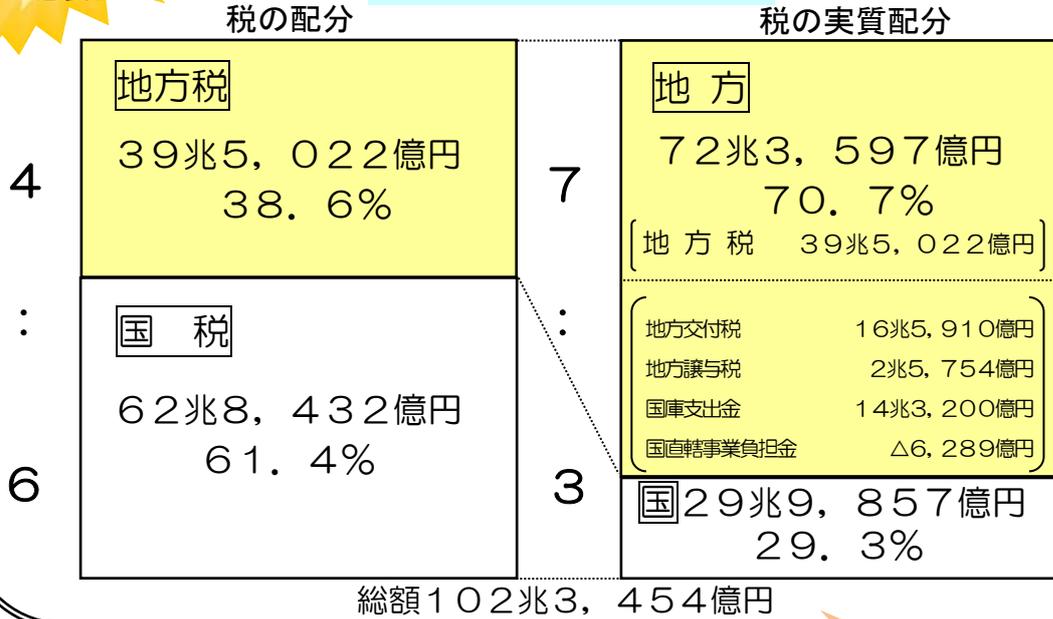
また、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入され、法人住民税の一部を国税化した地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。国において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置が検討されているが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

国・地方における税の配分状況（平成30年度）

《現 状》

国 6 : 地方 4

税の配分の
抜本的な
是正が必要!



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差が更に拡大する。

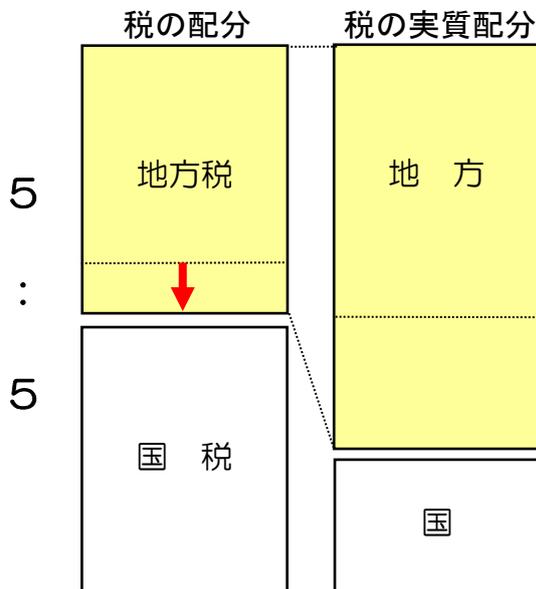
税源移譲

真の分権型社会の実現

複数の基幹税の
配分割合の
大幅な引上げなど

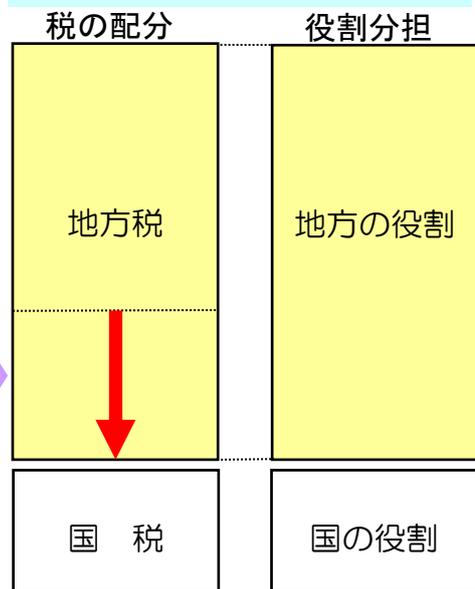
《まずは》

国 5 : 地方 5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



さらなる
税源移譲

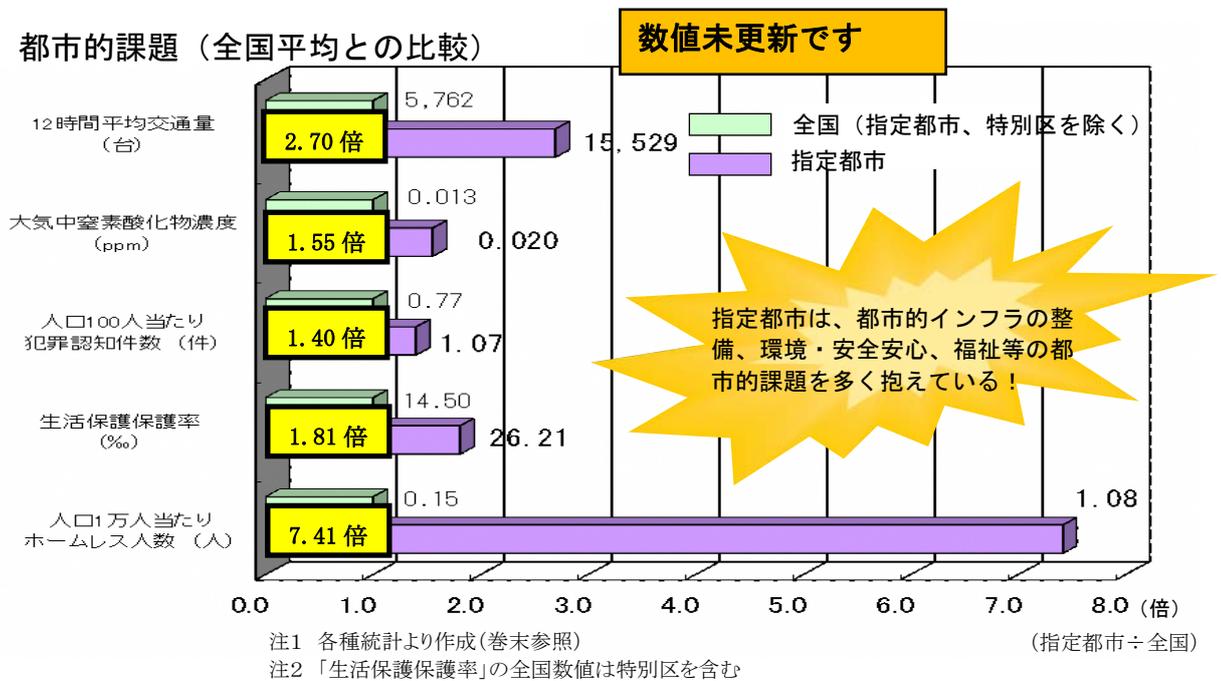
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充すること。

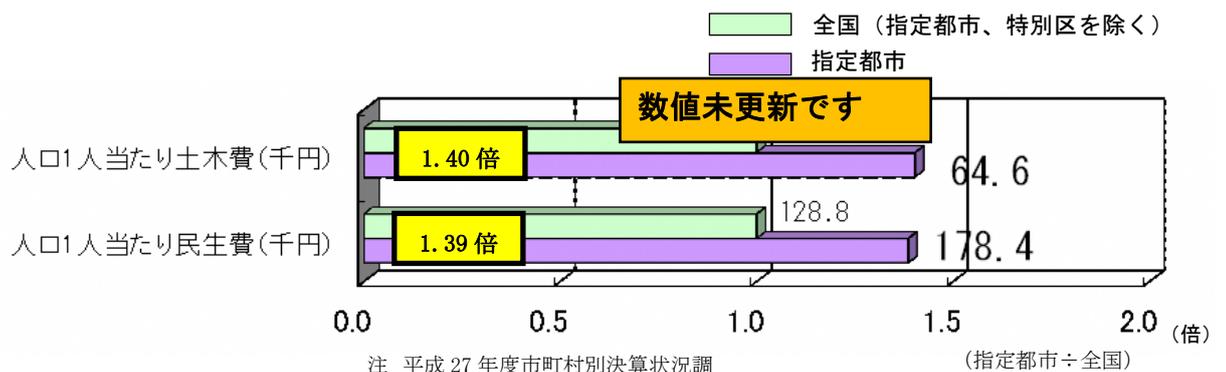
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

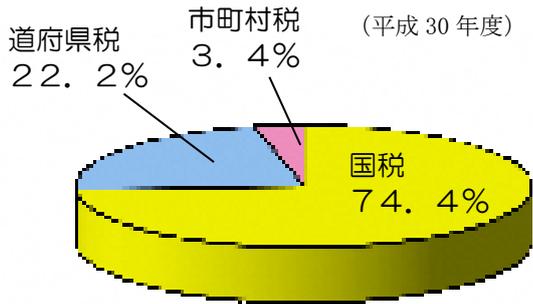
指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合について拡充を図る必要がある。



都市的財政需要（全国平均との比較）

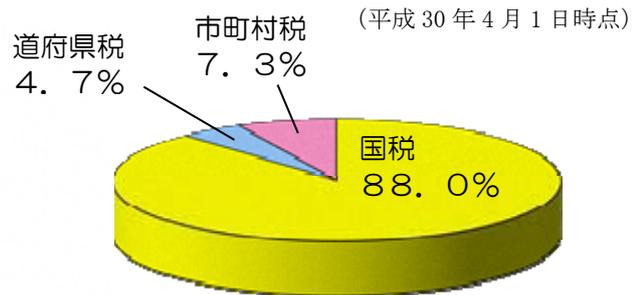


消費・流通課税の配分割合



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 注2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

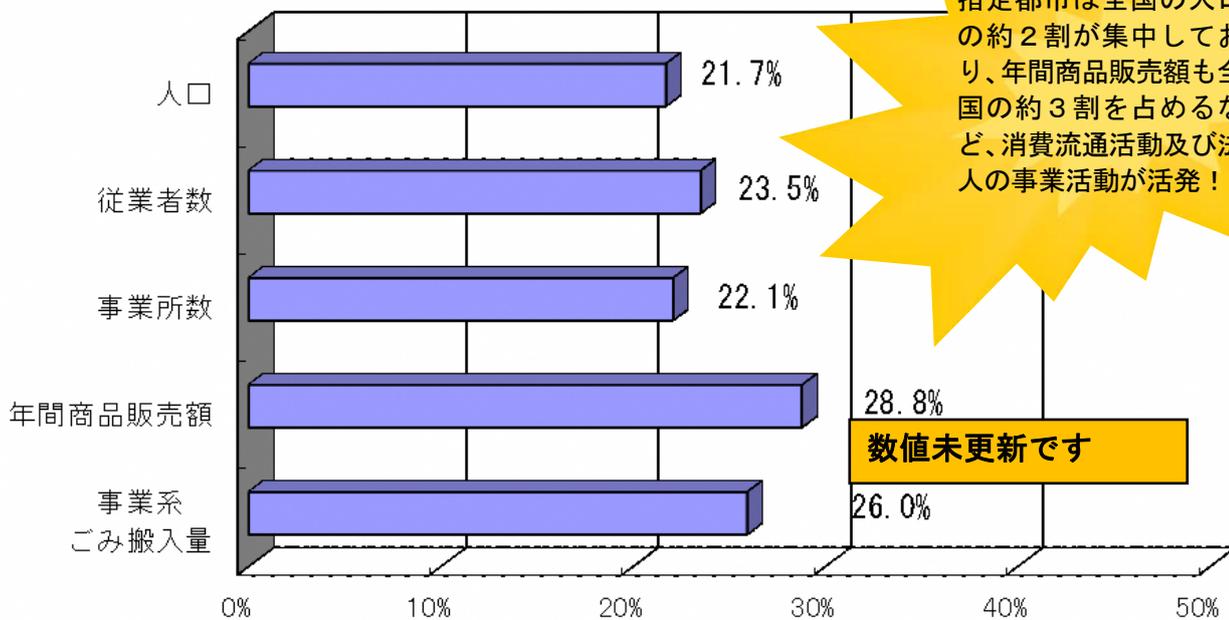
法人所得課税の配分割合（実効税率）



注1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 注2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

都市税源の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



指定都市は全国の人口の約2割が集中しており、年間商品販売額も全国の約3割を占めるなど、消費流通活動及び法人の事業活動が活発！

数値未更新です

注 各種統計より作成(巻末参照)

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ★ その経費は「**道府県税として負担**」



大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業 ・知的障害者福祉
- ・母子・父子家庭及び寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険 ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉 ・結核予防 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制

<個別法に基づくもの>

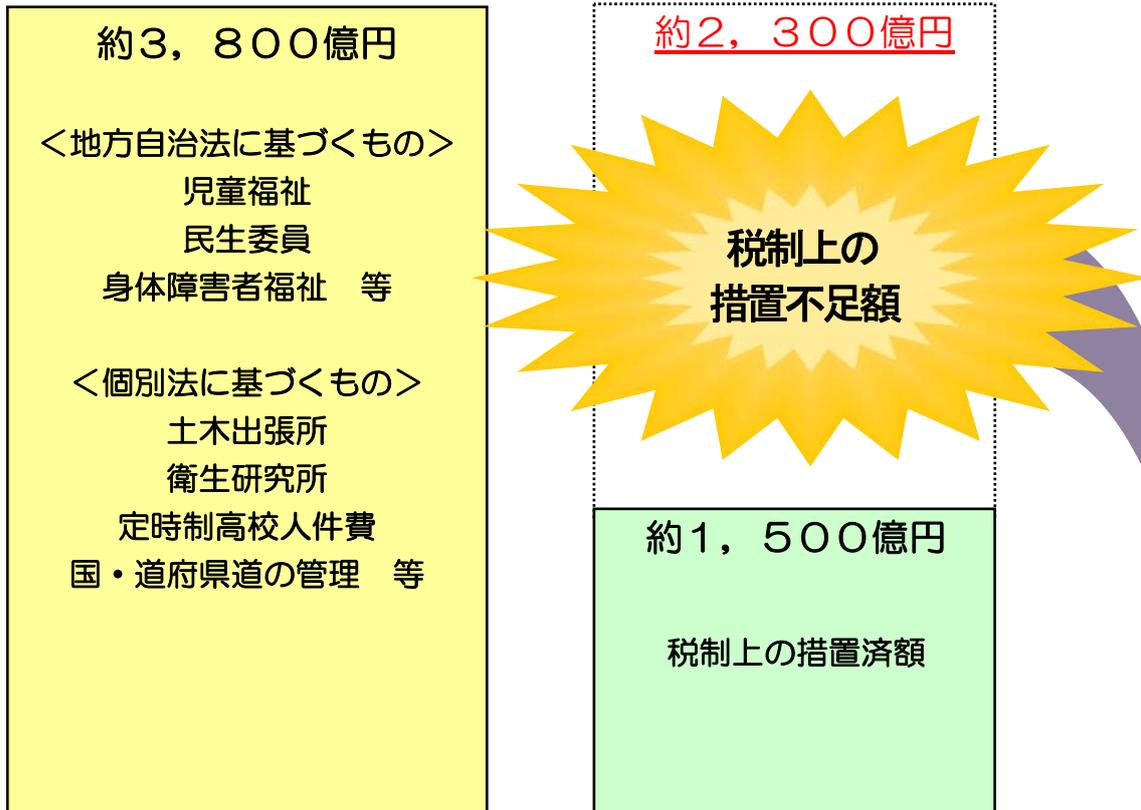
- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校人件費 ・国・道府県道の管理 等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成30年度予算による概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する
税制上の措置



注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を含まない。

これに加え、道府県から指定都市への
新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額に
についても、税制上の措置が必要！！

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。

2 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、最終的に国が行うこととされた国直轄事業については、国の責任で整備を行い、地方負担は廃止すべきである。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すべきである。

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、直轄道路・直轄河川については、事務・権限の移譲及び財源措置の考え方が示されたが、国直轄事業負担金の廃止や税源移譲には触れられておらず、地方の意見を十分に反映したものとなっていないため不十分である。加えて、道路・河川以外の国直轄事業については、国において、考え方が何ら示されていない状況であるため、地方の意見を踏まえ、早急に明示すべきである。

なお、国直轄事業負担金が廃止されるまでの間、国直轄事業の実施に当たっては、効率的な事務執行、コスト縮減を徹底するとともに、地方の意見や財政状況が反映されるよう、国が事業内容、事業費等を決定する前の計画段階から地方と十分に協議を行い、合意形成できる制度とし、また、その際には詳細な説明と速やかな情報提供を行うべきである。

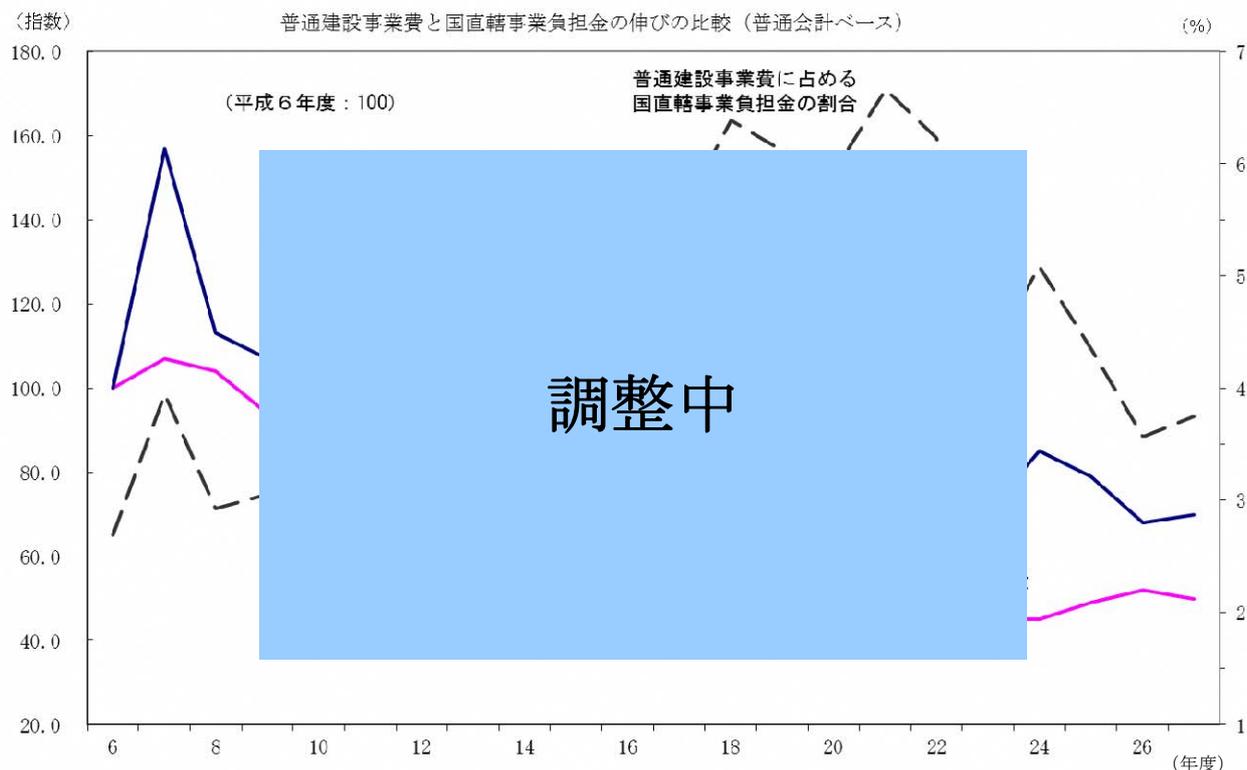
国直轄事業（整備分）に対する指定都市の負担（国に対して直接支出しているもの）

（単位：百万円）

事業名	指定都市における 国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
国 道			4 %
港 湾			4 %
計	156,351	53,282	34 %

注 指定都市の負担額は平成28年度決算による数値である。

(参考) 国直轄事業負担金の推移 (国に対して直接支出しているもの)



- 注1 平成6年度から平成14年度まではさいたま市・相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた12市計、平成15年度から平成16年度は相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた13市計、平成17年度は相模原市・新潟市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市を除いた14市計、平成18年度は相模原市・新潟市・浜松市・岡山市・熊本市を除いた15市計、平成19年度から平成20年度は相模原市・岡山市・熊本市を除いた17市計、平成21年度は相模原市・熊本市を除いた18市計、平成22年度から平成23年度は熊本市を除いた19市計である。
- 2 国直轄事業負担金については、平成22年度から維持管理分が廃止されている(経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用について地方負担金が存続)。

(参考) 国直轄事業(整備分)に対する指定都市の負担(道府県等を通じて負担しているもの)

(単位:百万円)

事業名	国直轄事業費	指定都市の負担額	負担割合
港湾	調整中	調整中	4%
農業農村整備			1%
公園			0%
空港			3%
計	37,139	2,646	7%

注 指定都市の負担額は平成28年度決算による数値である。

3 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、消費税率引上げ分を含めた財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、新たな地方負担を生じさせることなく、必要額を確保すること。なお、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は地方交付税の法定率を引き上げて対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

【地方交付税の必要額の確保】

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。

地方交付税総額については、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実等も含めた財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、新たな地方負担を生じさせることなく、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保すべきである。なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

【臨時財政対策債の廃止】

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。そのため、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

【地方交付税の適切な算定】

地方交付税は、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市に限定した削減は決して行うべきでない。あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況

		平成15年度 決定額	平成29年度 決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人当たり)	全国総額	18兆 693億円	16兆3,298億円	△1兆7,395億円	△9.6%
	市町村分	8兆 908億円 (6.4万円)	7兆9,283億円 (6.2万円)	△1,625億円	△2.0%
	指定都市 総額	9,433億円 (3.6万円)	7,211億円 (2.6万円)	△2,222億円	△23.6%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人当たり)	全国総額	23兆9,389億円	20兆3,750億円	△3兆5,639億円	△14.9%
	市町村分	11兆 256億円 (8.7万円)	9兆7,561億円 (7.7万円)	△1兆2,695億円	△11.5%
	指定都市 総額	1兆5,038億円 (5.8万円)	1兆3,655億円 (5.0万円)	△1,383億円	△9.2%
基準財政需要額 (人口一人当たり) ※臨時財政対策 債振替前	全国総額	47兆 877億円	49兆6,033億円	2兆5,156億円	+5.3%
	市町村分	25兆 41億円 (19.7万円)	26兆 378億円 (20.5万円)	1兆 336億円	+4.1%
	指定都市 総額	5兆1,956億円 (20.0万円)	6兆1,154億円 (22.2万円)	9,198億円	+17.7%

- 注1 平成15年度決定額と比較して、減少しているものは「△」を付している。
 注2 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。
 注3 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、平成29年度決定額には熊本地震及び東日本大震災関係分（推計）、震災復興に係る特別交付税を含まない。

臨時財政対策債の配分状況(平成29年度決定額)

全国総額

臨時財政対策債 (19.9%) 4兆 452億円
地方交付税 (80.1%) 16兆3,298億円

指定都市総額

臨時財政対策債 (47.2%) 6,444億円
地方交付税 (52.8%) 7,211億円

臨時財政対策債の発行額及び残高の推移(指定都市総額)

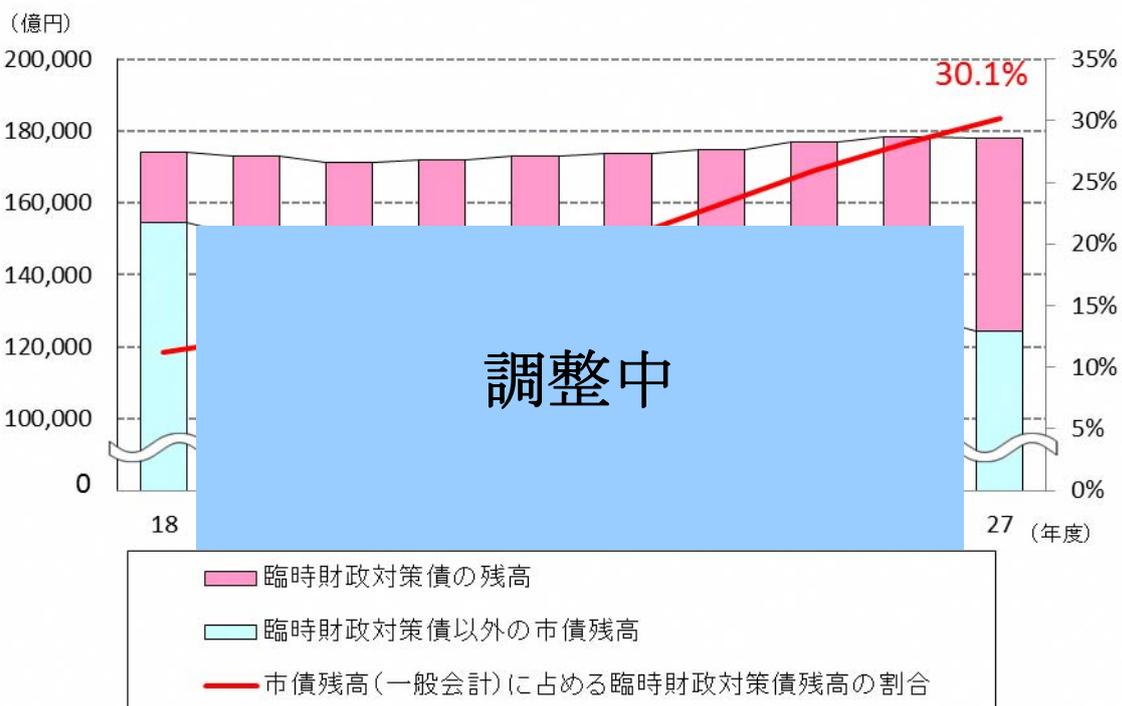
(単位:億円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
発行額	臨時財政対策債					6,357
	一般会計の市債					13,495
残高	臨時財政対策債					30,732
	一般会計の市債					172,917
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合						17.8%
調整中						
						平成27年度
発行額	臨時財政対策債					5,493
	一般会計の市債					12,640
残高	臨時財政対策債					53,702
	一般会計の市債					178,134
一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合						30.1%

注1 各年度の数値は決算額である。

2 残高は、満期一括償還に備えた減債基金積立額を控除した額である。

一般会計の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合(指定都市総額)



[要望事項詳細説明]

1 消費・流通課税の充実

都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

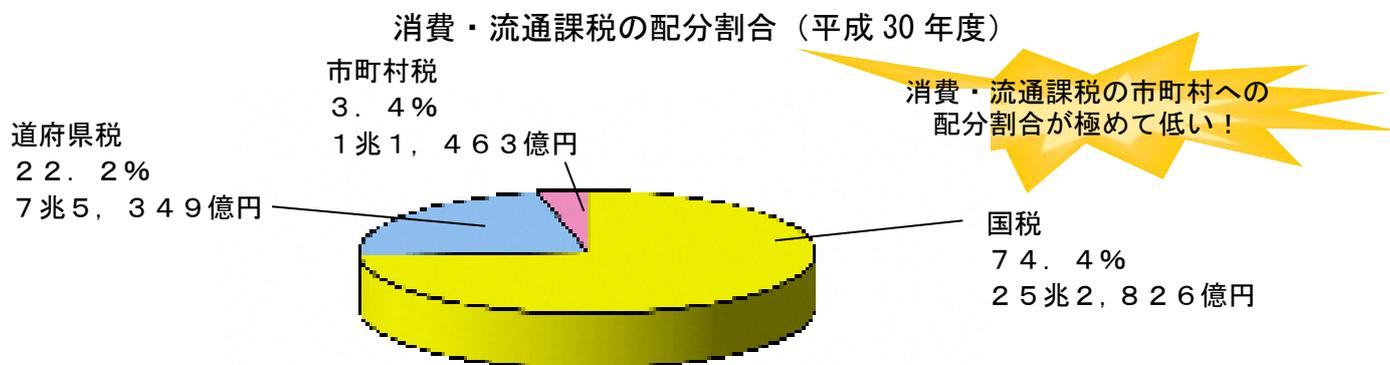
特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとすること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市税源であるが、市町村への配分割合は3.4%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、地方消費税は、税源の偏在性が小さく税収が安定した地方の重要な財源であり、また、社会保障財源化分以外の地方消費税については、都市における消費流通活動に伴って必要となる都市インフラの整備などの財政需要を賄うにふさわしい都市的税目であるため、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、地方財政に影響を及ぼさない仕組みとする必要がある。



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県 税	市町村 税
消費税、酒税、たばこ税 揮発油税、地方揮発油税（*） 石油ガス税（*） 航空機燃料税（*）、石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税（*） 関税、とん税、特別とん税（*） たばこ特別税	地方消費税（*） 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税（*） 自動車取得税（*） 軽油引取税（*） 自動車税 鉱区税 狩猟税	軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 入湯税

注（*）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
（*）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

2 所得課税の充実（個人住民税）

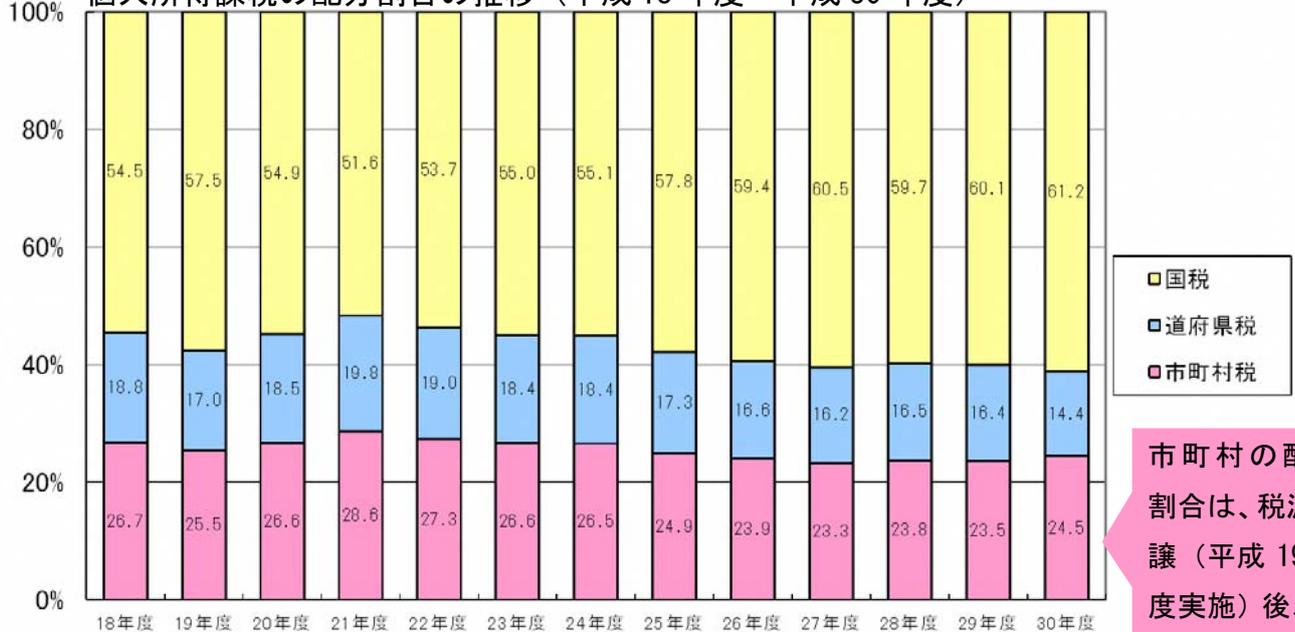
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていく上で極めて重要な税源である。

平成19年度に所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、依然として市町村の配分割合は低い状況で推移している。

したがって、個人住民税は、市町村の基幹税目であり、税収が安定していることを考慮し、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図る必要がある。

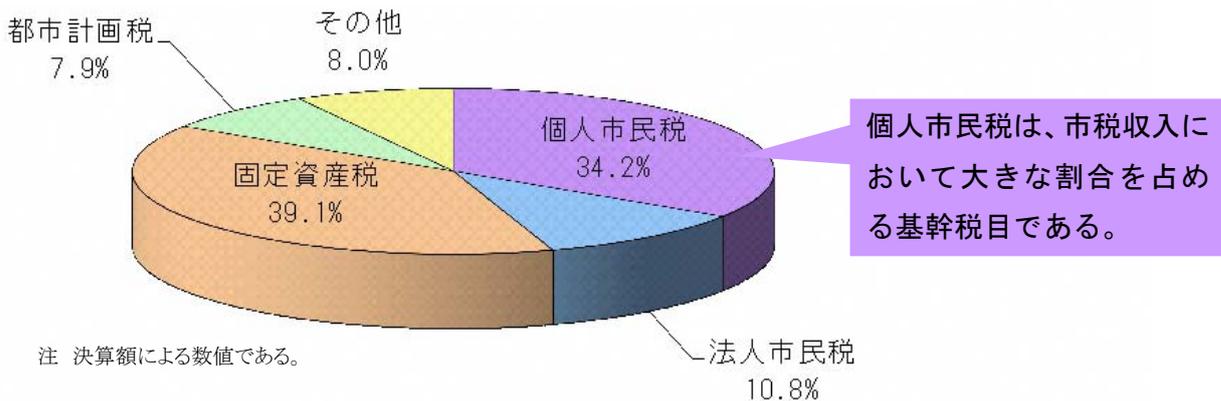
個人所得課税の配分割合の推移（平成18年度～平成30年度）



- 注1 平成18年度から平成28年度までは決算額、平成29年度及び平成30年度は国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 平成18年度については、「所得譲与税」を含む。
 3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

市町村の配分割合は、税源移譲（平成19年度実施）後、依然として低い状況で推移している。

指定都市の市税収入に占める個人市民税の割合（平成28年度）



注 決算額による数値である。

個人市民税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

3 所得課税の充実（法人住民税）

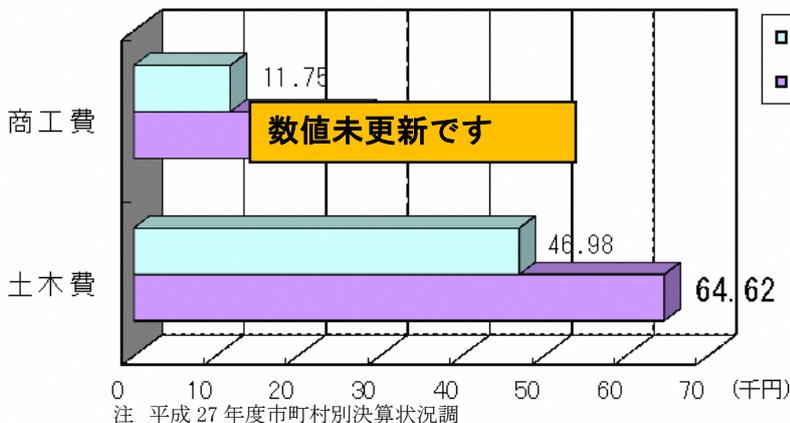
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。

法人は、市町村から産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、7.3%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正により、その配分割合の拡充を図る必要がある。

なお、法人住民税は、地域の構成員としての応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。その一方で、地方公共団体間の財政力格差の是正を目的に導入され、法人住民税の一部を国税化した地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

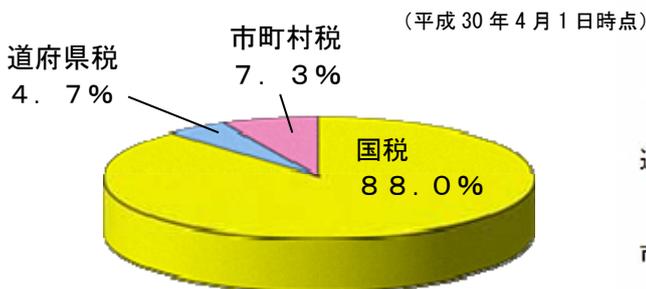
国において、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置が検討されているが、地方公共団体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引上げ等、地方税財源拡充の中で行うべきである。

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）

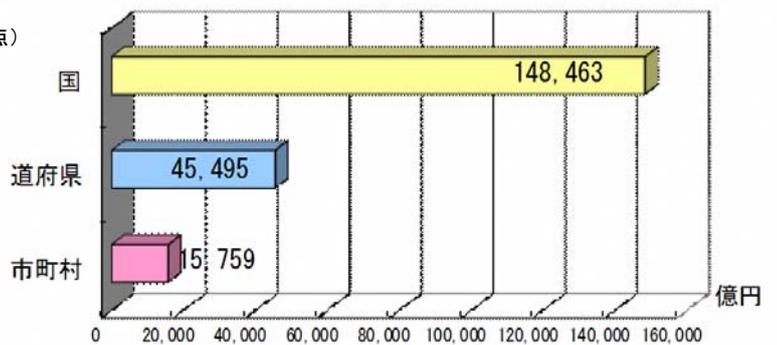


産業と人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が多い！

法人所得課税の配分割合（実効税率）



法人所得課税の収入額（平成30年度）



注1 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損算入されることを調整した後の税率である。
 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。

注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 国は法人税、地方法人税及び地方法人特別税の合計、道府県は法人事業税及び法人口道府県民税法人税割の合計、市町村は法人市町村民税法人税割による数値である。
 3 東日本大震災による減免などの金額は含まない。

法人所得課税の市町村への配分割合が極めて低い！

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

特に、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すべきであり、国の経済対策などの観点からの見直しは行わないこと。

なお、国の経済対策の一環として導入された償却資産に係る設備投資の特例措置については、今後、対象範囲の拡大や期限の延長、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

また、土地の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準を70%に収斂させる制度とすること。

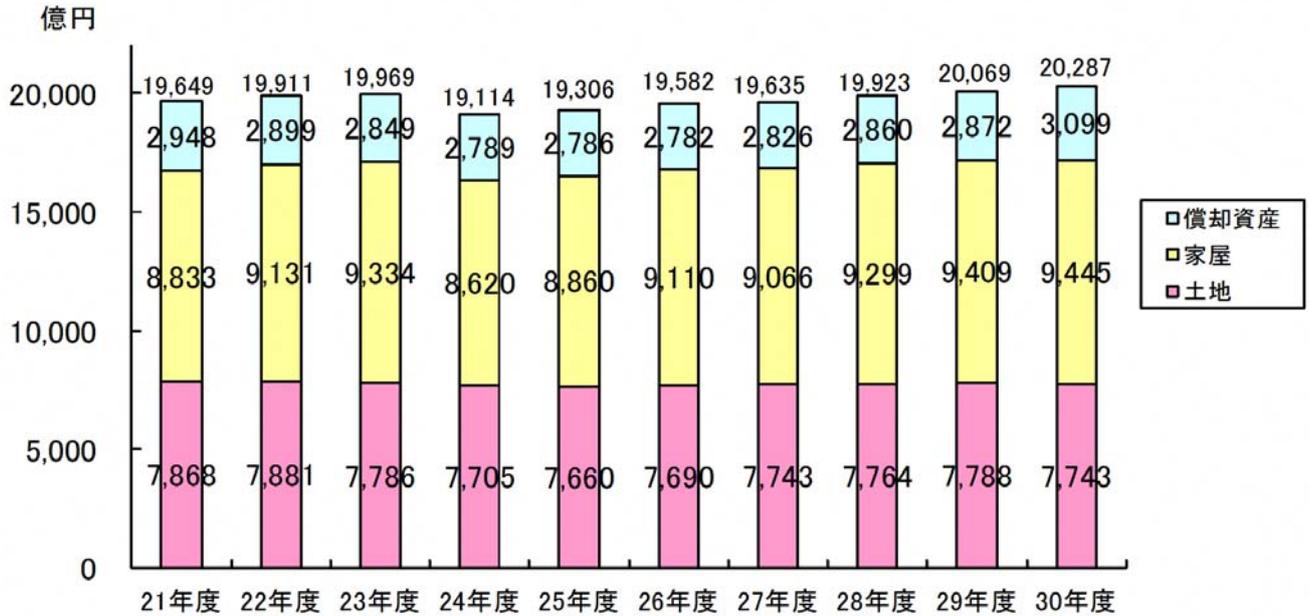
固定資産税は、指定都市において市税収入の約4割を占めており、税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図る必要がある。

特に、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持すべきであり、国の経済対策などの観点からの見直しは行うべきではない。

なお、国の経済対策の一環として導入された、償却資産に係る設備投資の特例措置については、期限での終了を強く要望してきたところであるが、平成30年度税制改正において、類似した特例措置が創設された。この特例措置は、あくまで臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了すべきである。さらに、今後、対象範囲の拡大、類似した特例措置の創設等を行うべきではない。

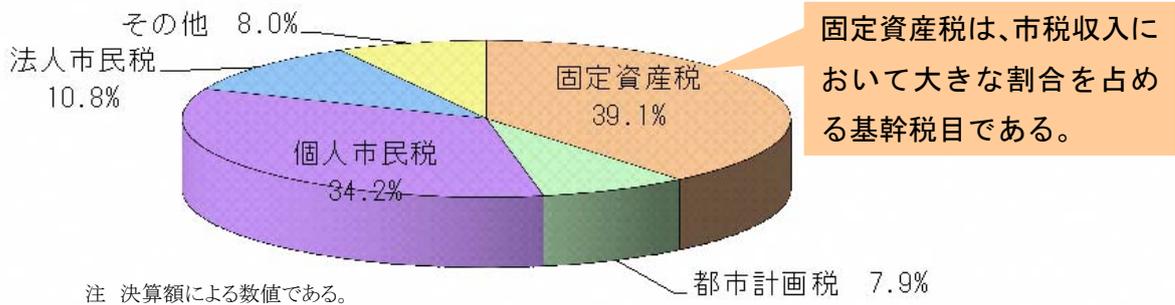
また、土地の負担調整措置については、安定的な財源を確保しつつ、早期に負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るため、住宅用地と同様に商業地等の据置特例を廃止し、負担水準を70%に収斂させる必要がある。

指定都市における固定資産税収の推移（平成 21 年度～平成 30 年度）



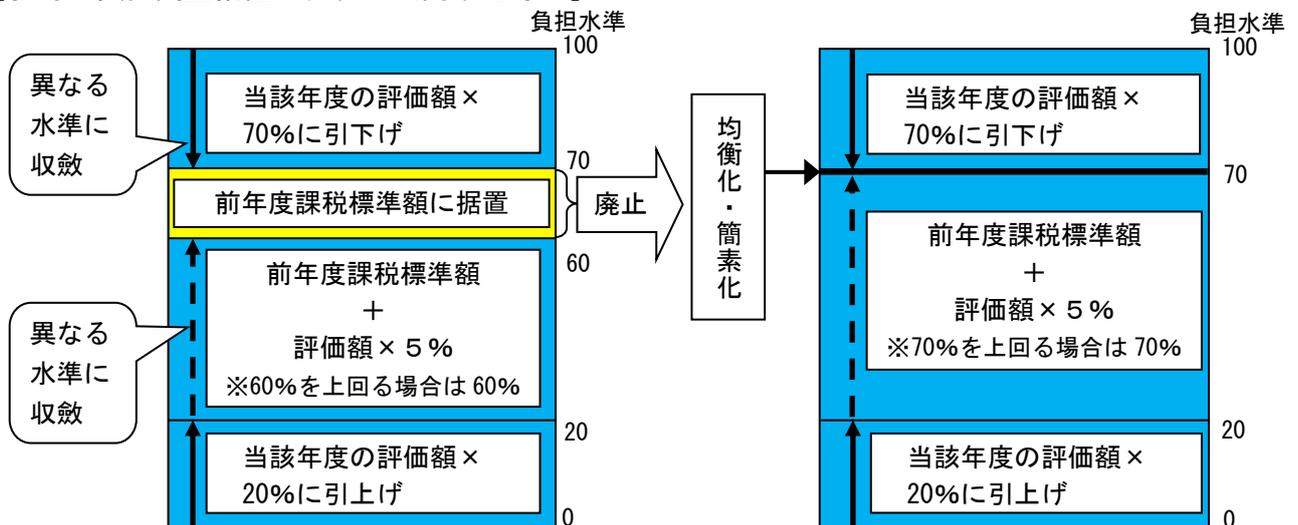
注1 平成 21 年度から 28 年度までは決算額、平成 29 年度及び平成 30 年度は各市の当初予算額による数値である。
 2 評価替え年度は、平成 21、24、27、30 年度である。

指定都市の市税収入に占める固定資産税の割合（平成 28 年度）



固定資産税は、市税収入において大きな割合を占める基幹税目である。

【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準等を考慮しつつ、適切な見直しを行うこと。

特別とん税や法人市民税（均等割）等の定額で課税されている税目については、相当期間にわたって税率が据え置かれているものがある。

そのため、市町村の財源確保の観点から、税負担の均衡や物価水準の推移等を勘案しつつ、適切な見直しを行う必要がある。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税 昭和 39 年度から 55 年間据置

区分	税率
入港ごと	20 円／ト
一時納付(1 年分)	60 円／ト

注 特別とん税は国税だが、その収入の全額が開港所在市町村に譲与される。

法人市民税（均等割） 昭和 59 年度から 35 年間据置

資本金等の額	従業者数 50 人以下	従業者数 50 人超
50 億円超	41 万円	300 万円
50 億円以下	41 万円	175 万円
10 億円以下	16 万円	40 万円
1 億円以下	13 万円	15 万円
1 千万円以下	5 万円	12 万円
公益法人など	5 万円	

注 従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

事業所税 昭和 61 年度から 33 年間据置

区分	税率
資産割	600 円／㎡

注 据置年数については、導入初年度を算入している。

個人市民税 平成 8 年度から 23 年間据置

区分	税率
均等割	3,000 円

注 平成 26 年度から平成 35 年度までは臨時特例により 3,500 円である。

6 税負担軽減措置等の整理合理化

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお見直しが不十分な状況にある。

そのため、課税の均衡上適当でないものについて見直しを進めるとともに、主として国の施策により地方税に影響を及ぼすものなどについては、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

その際には、住宅ストックが量的に充足している現状などを踏まえて新築住宅に係る固定資産税の減額措置を見直すなど、特に、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的に見直しを行う必要がある。

地方税法における税負担軽減措置等による減収見込額

(単位：億円)

項 目	減 収 見 込 額
固定資産税・都市計画税関係	▲2,333
個人住民税関係	▲3,548
法人住民税・事業税関係	▲1,259
合 計	▲7,140

注1 地方税関係資料ハンドブック（平成29年）による数値である。

2 地方税法の政策減税措置による平成28年度減収見込額である。数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

1 国庫補助負担金の超過負担の解消

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序を確立するため、その算出の際には、事業実施のために必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担を解消すべきである。

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下国の支出金という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

国庫支出金対象事業における指定都市の主な超過負担（平成30年度予算）

(単位:億円)

事業費	単独	あるべき	補助基本額 ④	左に対するあるべき補助金 ⑤×各補助率
保育所運営費				267
小・中学校 校舎建設費				38
小学校				24
中学校				14
小・中学校 屋内運動場建設費				12
小学校				9
中学校				3
合計	4,682	663	4,019	3,374 84.0% 645 317

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成30年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

注2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。また、単に各市の政策的判断により継ぎ足して実施した事務事業に係る経費については単独事業扱いとする。

注3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含まない。

2 地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施

地方債のうち公的資金について、借入条件を改善し、安定的に確保すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

さらに、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、恒久的な措置とすること。

都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、特に大都市にとっては公債費が多大な負担となっており、今後老朽化施設の維持管理・修繕・更新などのほか、昨今の大規模災害を教訓として災害に備えることも急務であるため、更に財政的な負担が増す見込みである。

こうした現状を踏まえ、将来の公債費負担の軽減を図るため、地方債のうち公的資金について、貸付金利の設定を小数第3位へ引き下げるなど、負担軽減に寄与する借入条件の改善及び安定的な資金量の確保を図るべきである。

補償金免除繰上償還については、利率が5%未満の残債についても対象とするなど、要件の緩和を図り、改めて実施すべきである。

また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長を図るなど、弾力的運用を行うべきである。

さらに、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすべきである。

